

IV サービスの提供体制の確保

障害者が安心して自立した日常生活や社会生活を営むためには、様々なニーズに応じた障害福祉サービスや相談支援を受けることができる体制づくりが必要です。

そのため、本計画の期間中である平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における障害福祉サービス、障害児支援、計画相談支援及び地域相談支援並びに地域生活支援事業の実施に必要な障害福祉サービス等の見込量（活動指標）を定め、各障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。

1 見込みの方法

障害福祉サービス等の見込量は、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応しつつ、利用者のニーズに対応したサービスの必要な量が確保できるよう、サービスの支給を決定する市町村のこれまでの実績を踏まえ、市町村障害福祉計画における見込量を集計したものを基本としています。

(1) 障害福祉サービス、障害児支援、相談支援及び地域相談支援

各市町村におけるこれまでのサービス利用実績を基本に、利用者の増加等を見込み、全体として必要なサービス量を確保します。

(2) 地域生活支援事業

各市町村において、障害者等の相談対応や必要な情報の提供、コミュニケーションや移動の支援、日常生活用具の給付・貸与、創作的活動等の機会の提供などについて、障害者のニーズ等を把握し、地域の実情に応じて実施する事業の量を見込みます。

県では、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、高次脳機能障害支援普及事業などの専門性の高い相談支援事業や、相談支援体制整備事業などの広域的な対応が必要な事業、各種研修事業などについて実施する事業の量を見込みます。

2 指定障害福祉サービス、指定障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の見込量と確保策

(1) 指定障害福祉サービス、指定障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の見込量（年度別）

① 訪問系サービス

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで、ホームヘルプとも呼ばれています。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。
行動援護	重度の知的障害又は精神障害により、行動上、著しい困難を有する障害者に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです(※H27年3月現在、県内に当該サービス事業所はありません)。

各年度の見込量

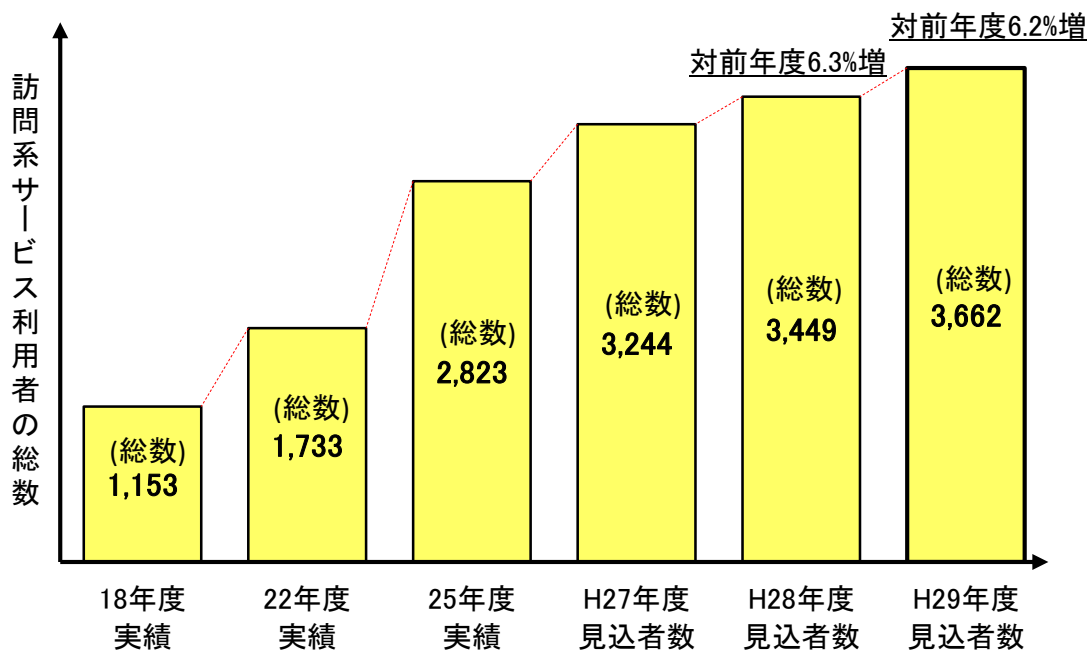
サービス種別	27年度見込み		28年度見込み		29年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
訪問系サービス ※居宅介護（通院等乗降介助は除く。）	3,244	142,586	3,449	148,936	3,662	156,337

※ 利用量の単位:時間/月

【見込みの考え方】

- 市町村ごとにこれまでのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成29年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者や難病患者等のサービス利用の増加を考慮し、訪問系サービスの利用量が増加すると見込んでいます。

訪問系サービス利用者数の推移



※サービスを複数利用している場合は、各サービスでカウントしている。

【課題】

- 各圏域どこでも必要な訪問系サービスが利用できるよう、訪問系サービスの充実を図る必要があります。
- 地域で自立した生活を送るため、質の高いサービスが受けられるよう、サービス提供事業者の養成を図る必要があります。

【必要な見込量の確保のための方策】

- 障害者が自宅において介護や家事等の日常生活上の支援や外出時の介助等必要な支援を受けつつ、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、市町村と十分連携しながら、障害者が必要とする在宅サービスの提供体制の整備を推進します。
- また、多様化したニーズに適切に対応するため重度訪問介護従業者養成研修や同行援護従業者養成研修などの実施などにより人材を確保するとともに、質の高いサービスを提供するための各種従業者養成研修事業の充実を図ります。

② 日中活動系サービス

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。
自立訓練(機能訓練)	身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
自立訓練(生活訓練)	知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする障害者に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所させて、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

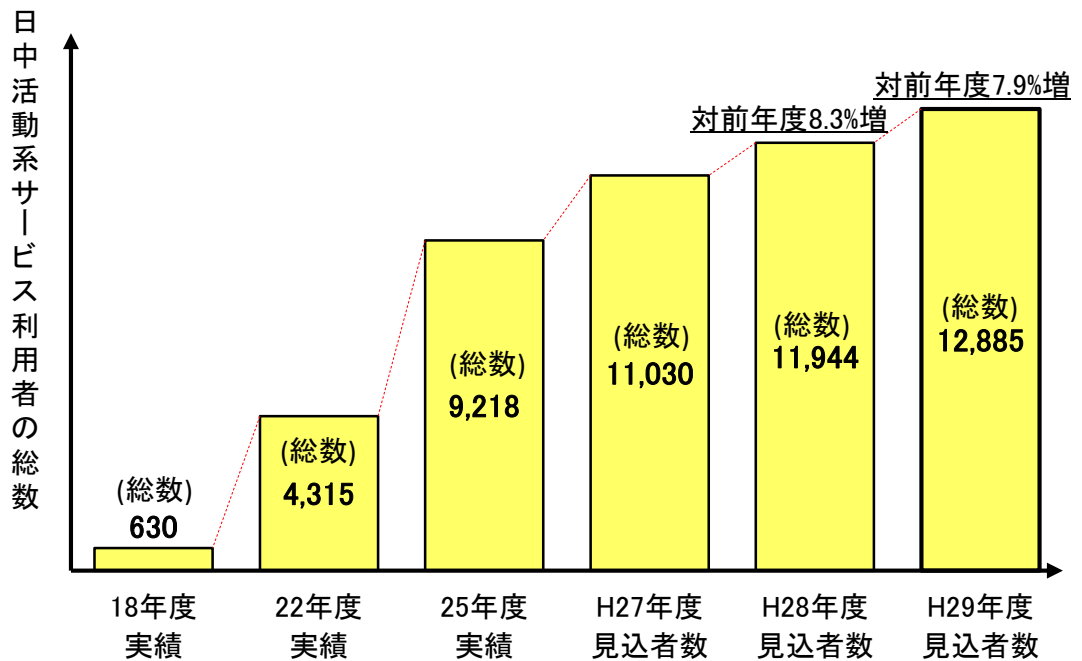
各年度の見込量

サービス種別	27年度見込み		28年度見込み		29年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
生活介護	3,896	80,394	4,020	83,308	4,104	86,060
自立訓練(機能訓練)	78	1,505	87	1,881	102	2,462
自立訓練(生活訓練)	601	9,685	655	10,506	714	11,400
就労移行支援	864	15,229	974	17,085	1,090	19,246
就労継続支援(A型)	1,400	27,768	1,615	32,283	1,846	37,023
就労継続支援(B型)	4,191	78,461	4,593	85,503	5,029	93,071
療養介護	417	/	420	/	420	/
短期入所	792	5,366	898	5,988	1,023	6,189
日中活動系サービス合計	12,239	/	13,262	/	14,328	/

※ 利用量の単位:人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「1人一月当たりの平均利用日数」

日中活動系サービス利用者数の推移



※療養介護・短期入所は含んでいない。

※サービスを複数利用している場合は、各サービスでカウントしている。

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに平成 26 年度までのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成 29 年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 特別支援学校卒業者の今後の見通し等を踏まえるとともに、入院中の精神障害者の地域生活への移行や難病患者等のサービス利用の増加を考慮しています。また、地域生活への移行や就労支援を推進するため、必要なサービス量を見込んでいます。

【課題】

- 特別支援学校卒業者のうちサービスの利用が見込まれる者、入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加に対応するため、障害者の日中活動の場を確保する必要があります。
- なお、生活介護及び就労継続支援B型については、障害者総合支援法に定める範囲で指定の制限を行うことが可能であることから、より地域の実情等を勘案し、サービス提供体制の確保に努めていく必要があります。

【必要な見込量の確保のための方策】

- 障害者が必要とする生活介護などの日中活動サービスを受けられるよう、事業所の設置について、今後、利用の増加が見込まれる日中活動サービスについて、必要見込み量に応じた提供体制の整備を推進します。
- 就労継続支援B型については、地域の実情等を勘案し、障害者総合支援法に定める範囲において広域的に調整を行うなど、適切な必要量を確保します。

③ 居住系サービス

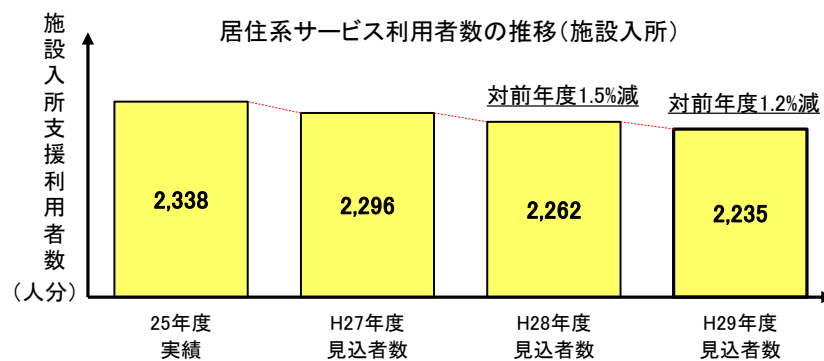
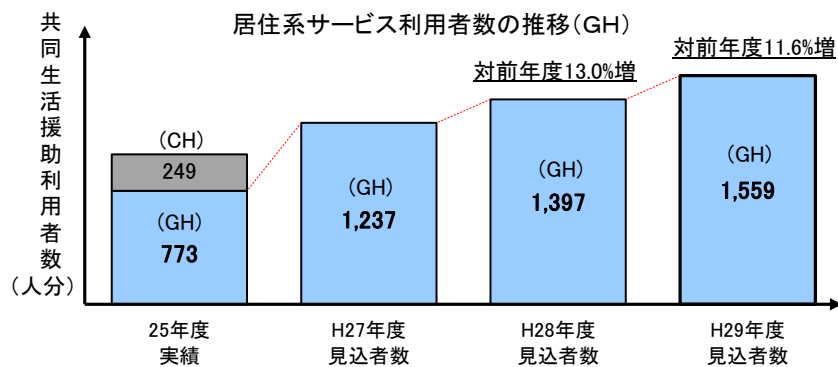
サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、グループホームとも呼ばれています。
施設入所支援	障害福祉施設に入所している障害者に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、グループホーム等での対応が困難な人、又は地域の状況等により通所することが困難である人が対象になります。

各年度の見込量

サービス種別	27年度見込み	28年度見込み	29年度見込み
	利用者数	利用者数	利用者数
共同生活援助（GH）	1,237	1,397	1,559
施設入所支援	2,296	2,262	2,235

※ 単位：人/月



【見込みの考え方】

- 市町村ごとに平成26年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成29年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 施設入所者、入院中の精神障害者の地域生活への移行等による利用者及び難病患者等のサービス利用の増加を考慮し、共同生活援助（グループホーム）の利用者を見込んでいます。
- 施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行によって、平成24年度の施設入所者数から平成29年度末までに約5%減少するものと見込んでいます。

【課題】

- 施設入所や入院から地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、地域や民間事業者の理解を促進する必要があります。

【必要な見込量の確保のための方策】

- 地域での生活が見込めるようになった施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活に移行できるよう、グループホームの提供体制の整備を推進します。
- 沖縄県居住支援協議会等と連携し、民間賃貸住宅等の活用も含めたグループホームの整備に努めるとともに、地域や民間事業者の障害者の理解を深めるための広報啓発を行います。

④ 障害児支援

ア 障害児通所支援

サービスの種類

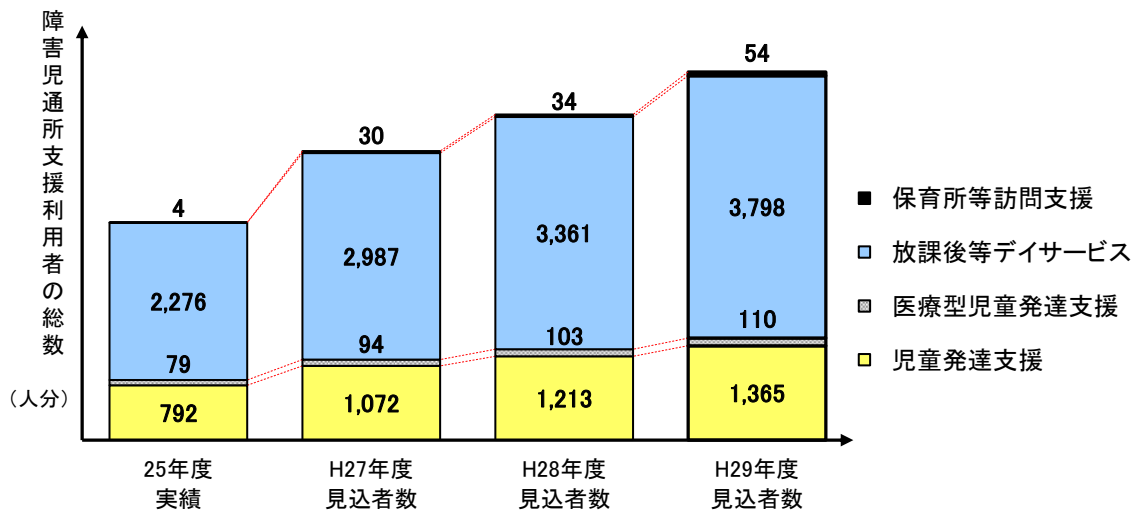
サービス種別	サービスの内容
児童発達支援	児童発達支援とは、身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を提供するサービスです。
医療型児童発達支援	さらに、通所利用の障害児やその家族への支援だけでなく、地域の障害児やその家族を対象とした地域支援及び保育所等訪問支援を行う場合を「児童発達支援センター」と呼びます。 児童発達支援に医療の提供が加わると「医療型児童発達支援」となり、肢体不自由児を対象としています。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するために提供するサービスです。

各年度の見込み

サービス種別	27年度見込み		28年度見込み		29年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	1,072	15,227	1,213	17,895	1,365	20,491
医療型児童発達支援	94	1,508	103	1,623	110	1,766
放課後等デイサービス	2,987	42,799	3,361	48,866	3,798	56,066
保育所等訪問支援	30	178	34	195	54	382

※ 利用量の単位：人日/月

障害児通所支援利用者数の推移



【見込みの考え方】

- 市町村ごとに平成26年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成29年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。

【課題】

- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所及び利用者が増加傾向にあるとともに、多様化したニーズに適切に対応するための質の確保の課題があります。
- 保育所等訪問支援の利用が低調であることから、保育所等に通う障害児の支援が必要な保護者等に対してサービス内容を理解してもらうなどの取組に課題があります。

- 児童発達支援事業者は増加しているものの、各障害に対応出来る専門機能を有し、地域支援を担う児童発達支援センターの福祉型については未設置の状況があります（医療型は2か所設置）。

【必要な見込量の確保のための方策】

- 未就学児に対しては、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児及びその家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域の身近な障害児支援の窓口として対応できるよう、事業所の設置について、適切な助言・指導に努めます。
- 就学児に対しては、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを促進します。
- また、学校と放課後等デイサービスとのサービスの一貫性が必要なことから、学校と事業所との連携・協働による体制整備を支援します。
- 児童発達支援センターの設置促進については、今後も民間事業者への設置に向けた技術的助言や、周知等に取り組みます。

イ 障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援の充実を図り、地域に開かれた施設としての役割を担うことが求められています。
- 医療型障害児入所施設は、専門医療と福祉が効果的に相まって提供されており、医療型発達支援センターの役割も担っている施設もあります。今後は、更なる専門性の強化や障害者施策に繋ぐことを考慮した自立支援の取組みを進めていくことが求められています。

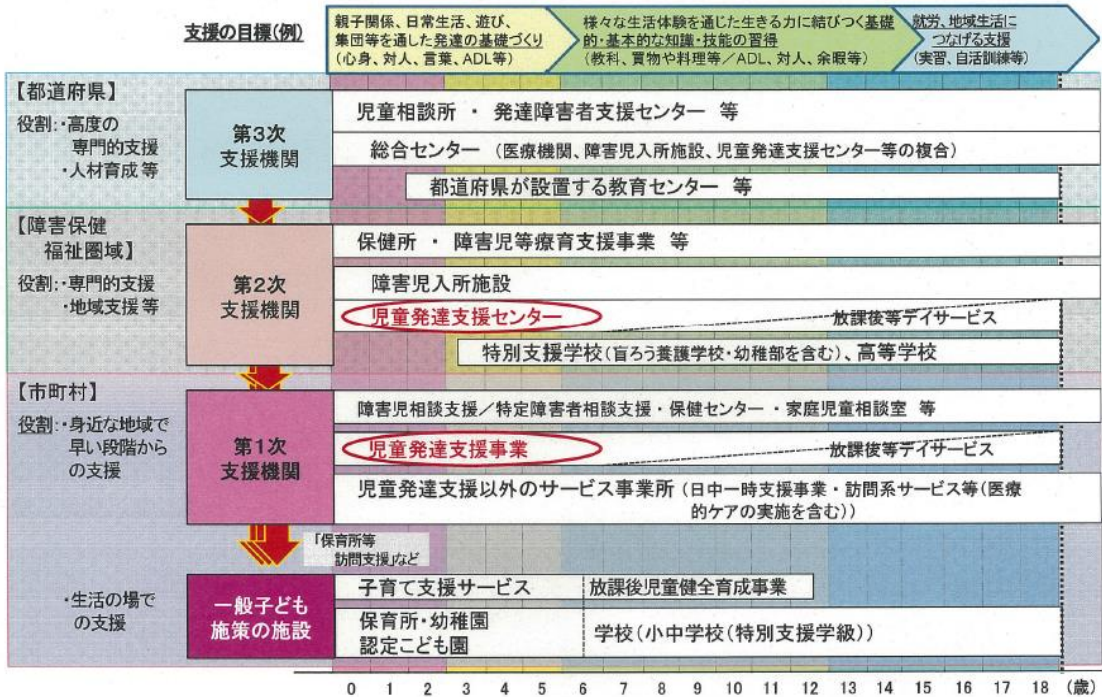
ウ 障害児の支援体制について

- 障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目ない支援を提供することが重要です。そのため、障害児通所支援及び障害児入所支援の提供のみならず、保健・医療・福祉・教育が連携して、できるだけ早期に障害を発見し適切な対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を保ち支援を継続していくことが必要です。
- 県としては、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた、教育

や就労、生活面での一貫して関係機関による重層的な支援が継続されるよう、関係機関と連携して取り組みます。

年齢に応じた重層的な支援体制イメージ

年齢に従い利用するサービスが変わっても、関係機関による重層的な支援が継続されることを期待。



出典: 厚生労働省資料

⑤ 相談支援

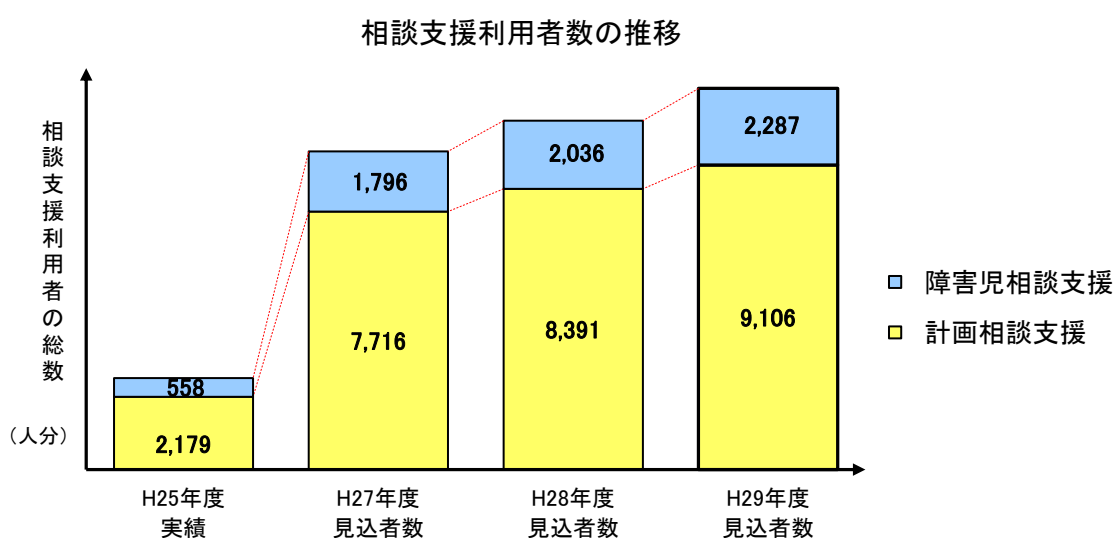
サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
計画相談支援	障害者等の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及びその家族の生活に対する意向その他の事情を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの種類、内容、これを担当する者及び留意事項等を定めた計画で、サービス等利用計画とも呼ばれています。
地域移行支援	福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、訪問相談、希望するサービスの体験利用、グループホーム等の体験外泊、住居確保支援、関係機関調整等地域における受入体制を整備するためのサービスです。
地域定着支援	居宅において、単身である障害者、同居している家族による支援を受けられない障害者及び地域生活が不安定な障害者に、常時の連絡体制を確保し、24時間体制の見守り支援や緊急時の訪問等その他を提供するサービスです。
障害児相談支援	障害児におけるサービス等利用計画のことで、障害児通所支援を利用する障害児に、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成するものです。

各年度の見込量

サービス種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援	7,716	8,391	9,106
地域移行支援	42	56	81
地域定着支援	46	59	80
障害児相談支援	1,796	2,036	2,287

※ 単位:人/月(一月当たりの利用人数)



ア 計画相談支援及び障害児相談支援

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を基本として、すべての利用者が計画相談支援の対象者となるよう、各年度の利用者数及び量を見込み、加えて継続サービス支援(モニタリング)の期間設定も勘案し、その数値を見込んでいます。
- モニタリングの期間については、国の基本的考え方を踏まえ、概ね以下の考え方で算出しています。
 - (ア) 在宅のサービス利用者のうち、
 - ・一定期間集中的に支援を行うことが必要である者は毎月実施
 - ・それ以外については6か月ごとに実施
 - (イ) 施設入所者については1年ごとに実施
- 障害児相談支援については、計画相談支援に準じて、すべての利用者に対

象者とし、継続サービス支援（モニタリング）の期間も勘案し、その数値を見込んでいます。

イ 地域移行支援

- 市町村ごとに平成 26 年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成 29 年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 福祉施設からは地域移行を希望する者又は移行可能な者の数を、精神科病院からは入院している障害者の地域移行の希望を踏まえ、市町村ごとにその数値を見込んでいます。

ウ 地域定着支援

- 市町村ごとに平成 26 年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案するとともに、地域移行支援を利用して福祉施設や精神科病院から退所・退院した障害者を基本として、居宅の障害者等で地域生活が不安定な者を含めた数を加えて、必要とする利用者の数を勘案し、市町村ごとにその数値を見込んでいます。

【課題】

- すべてのサービス及び相談支援の利用者について、サービス等利用計画を作成することとなっているが、個々の事例に対応した計画作成のための、相談支援員の確保及びスキルの向上が求められています。

【必要な見込量の確保のための方策】

- すべてのサービス及び相談支援の利用者について、サービス等利用計画の作成を行うために、引き続き指定障害福祉サービス等に係る人材の確保及び現任の相談支援専門員の資質向上を図り、相談支援体制の充実強化に努めます。

(2) その他必要な見込量の確保のための方策

県は、国や市町村及び関係機関と連携し、障害福祉サービス等の必要量が確保できるよう、総合的かつ効果的に取り組みます。

- 指定障害福祉サービス事業者等に対する助言・指導
障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応しつつ、障害者のニーズ等に的確に対応したサービス提供がなされるよう、指定障害福祉サービス事業者等に対し助言・指導を行います。
- 離島町村等に対する支援

県は、サービス提供体制の確保が困難な町村に対して、圏域自立支援連絡会議を通し、地域独自の資源開発・改善など町村の取り組みを支援します。

○ サービスの質の向上

障害福祉サービス等の提供にあたって基本となるのは人材であり、県や市町村、国、事業者は、人材の養成、サービスに対する第三者の評価、障害者等の権利擁護のための取り組みを関係者で連携して総合的かつ効果的に推進します。

○ 先進事例等各種情報の提供

障害者の地域生活移行や就労移行等の推進に資する県内外の事例等について、広く関係者に情報を提供し、関係者の積極的な取り組みを推進します。

○ 地域社会の理解の促進

グループホームの設置など、サービスの基盤整備にあたっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であることから、広報・啓発を積極的に進め、地域社会の理解を促進します。

3 障害福祉サービス等の質の向上のために講ずべき措置

【課題】

利用者が安心して適切なサービスを選択・利用し、そのサービスが十分に提供されるためには、サービスの量的な確保だけでなく、質の向上が必要不可欠です。

そのため、県は指定障害福祉サービス等に従事する職員等の質の向上やサービスの評価、障害者の権利擁護や虐待防止などの取組等、利用者本位の質の高いサービスの提供に向けた次のような取り組みが必要です。

- 障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実
- 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上
- 障害者等の虐待防止に向けた取り組み

【方策】

(1) 障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実

- 障害福祉サービス等利用者に対して質の高いサービスを提供するため、サービス提供に係る専門職員等、指定障害福祉サービス等に従事する人材を質・量ともに確保することが求められています。

障害者総合支援法では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者及び相談支援専門員を指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の事業者ごとに配置すべきことを定めています。

また、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者等の養成も必要とされています。

- 県ではこれまで、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上を図ることを目的として、サービス管理責任者研修、相談支援従事者研修等、各種研修を実施してきました。

サービス管理責任者等はサービスの質の確保のため、利用者ごとの個別支援計画や共通のアセスメント項目により利用者へのサービス内容の継続的な評価を行うことや、それらケアマネジメントプロセス全般に権利擁護及び虐待防止を図っていくなど重要な役割を果たしていますので、引き続き質の向上を図るため、研修内容の充実とともに、研修定員の確保に努めていきます。

- 島しょ県である本県において、それぞれの地域のニーズに応じた福祉サービス等が提供できるような人材育成体制づくりに努めます。

今後実習予定の研修

区分	実施方法	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
相談支援従事者研修(初任者研修)	委託及び事業者指定	3	300	3	300	3	300
相談支援従事者研修(現任研修)	委託及び事業者指定	1	50	1	50	1	50
サービス管理責任者研修	事業者指定	1	300	1	300	1	300
居宅介護職員初任者研修	事業者指定	17	89	17	89	17	89
重度訪問介護従業者養成研修	事業者指定	9	14	9	14	9	14
行動援護従業者養成研修	事業者指定	6	141	6	141	6	141
同行援護従業者養成研修(一般・応用)	事業者指定	14	205	14	205	14	205
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修	委託	1	180	1	180	1	180
障害程度(支援)区分認定調査員研修	県	1	175	1	175	1	175
市町村審査会委員研修	県	1	110	1	110	1	110
主治医研修	県	1	23	0	0	1	23
手話通訳者・要約筆記者養成研修	県	手話 4 要約筆記1	手話80(10) 要約筆記20 (15)	手話 4 要約筆記1	手話80(10) 要約筆記20 (15)	手話 4 要約筆記1	手話80(10) 要約筆記20 (15)
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	県	1	20(10)	1	20(10)	1	20(10)
障害者虐待防止研修	県	1	300	1	300	1	300
視覚障害者移動支援従業者養成研修	事業者指定	5	110	5	110	5	110
全身性障害者移動支援従業者養成研修	事業者指定	10	122	10	122	10	122

(2) 第三者評価制度等を活用した障害福祉サービス等の質の向上

- 事業者の提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するのが、福祉サービス第三者評価です。
- 社会福祉法第78条において、社会福祉事業の経営者は、自ら福祉サービスの質の評価を行うことなどにより、良質かつ適切なサービスを提供するよう努めることとされています。これにより、事業者は事業運営の問題点を把握し、質の向上につなげることとなります。また、評価を受けた結果が公表されることにより、利用者にとっても、適切なサービスの選択が可能となります。
- 県としても、指定障害福祉サービス事業者等に対して集団指導の場等で、制

度の積極的な活用を促していきます。

(3) 障害者等に対する虐待の防止に向けた取組み

- 平成 23 年に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が平成 24 年 10 月に施行されました。

指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

- 県では、障害者虐待防止法に基づき、沖縄県障害者権利擁護センターを設置し、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組んでいるところです。

併せて、市町村に対して、障害者虐待の事案に対する助言・指導を行っています。

- また、相談支援事業所職員、障害福祉サービス事業所の管理者及び従業者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障害者虐待防止、権利擁護等の専門的知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていきます。

(4) その他

- 障害福祉サービス事業所の増に伴い、サービス利用者からの苦情や要望も増加していることから、集団指導等の場等で、障害福祉サービス事業者に対して適切にその解決、改善に努めるよう、指導しています。
- 障害福祉サービス等の利用者の防災対策について、災害時の避難訓練の実施や緊急連絡及び避難方法の確認など、サービス利用者が安心してサービス提供を受けられる体制を整えるよう、障害福祉サービス等事業者に対して、集団指導等の場で指導していきます。
- 相談支援を行う事業所については、障害者からの相談内容に応じて、ピアサポートを活用することも含め、相談支援の質の向上を図るよう助言を行います。

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 市町村事業

① 事業の内容と各年度の種類ごとの見込み

県全体(平成27年度～平成29年度)

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	18	21	21
(2)自発的活動支援事業 ※実施自治体数	17	18	18
(3)相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	976	1,018	1,064
基幹相談支援センター ※実施自治体数	10	11	11
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	25	25	25
③ 住宅入居等支援事業 ※実施自治体数	12	12	12
(4)成年後見制度利用支援事業 ※実利用見込み者数	69	89	109
(5)成年後見制度法人後見支援事業 ※実施自治体数	6	12	13
(6)意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	1,255	1,281	1,309
② 手話通訳者設置事業 ※設置自治体数	17	17	17
(7)日常生活用具給付等事業 ※実利用見込み者数			
① 介護・訓練支援用具	115	119	121
② 自立生活支援用具	257	263	266
③ 在宅療養等支援用具	209	216	225
④ 情報・意思疎通支援用具	224	231	233
⑤ 排泄管理支援用具	9,842	10,198	10,546
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	53	57	59
(8)手話奉仕員養成研修事業	216	227	220
(9)移動支援事業	1,842	1,936	2,018
(10)地域活動支援センター ※実施見込み箇所数	77	79	82
(10)地域活動支援センター ※実利用見込み者数	1,887	1,935	2,000
(11)発達障害者支援センター運営事業 ※指定都市に限る。	0	0	0
(12)障害児等療育支援事業 ※指定都市・中核市に限る。	0	1	1
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	25	25	25
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	10	10	10
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	手話67 要約67	手話67 要約67	手話67 要約67
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※実利用見込み者数	2	2	2

平成29年度 圏域別

事業名	北部圏域	中部圏域	南部圏域
(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	3	8	8
(2)自発的活動支援事業 ※実施自治体数	2	8	6
(3)相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	26	24	1,007
基幹相談支援センター ※実施自治体数	2	3	4
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	6	10	7
③ 住宅入居等支援事業 ※実施自治体数	1	4	5
(4)成年後見制度利用支援事業 ※実利用見込み者数	8	73	21
(5)成年後見制度法人後見支援事業 ※実施自治体数	0	6	5
(6)意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	33	419	649
② 手話通訳者設置事業 ※設置自治体数	2	6	6
(7)日常生活用具給付等事業 ※実利用見込み者数			
① 介護・訓練支援用具	8	34	62
② 自立生活支援用具	20	102	114
③ 在宅療養等支援用具	19	86	85
④ 情報・意思疎通支援用具	15	86	108
⑤ 排泄管理支援用具	295	3,479	4,321
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	5	24	22
(8)手話奉仕員養成研修事業	0	73	93
(9)移動支援事業	104	874	824
(10)地域活動支援センター ※実施見込み箇所数	7	19	48
(10)地域活動支援センター ※実利用見込み者数	76	568	1,291
(11)発達障害者支援センター運営事業 ※指定都市に限る。	0	0	0
(12)障害児等療育支援事業 ※指定都市・中核市に限る。	0	0	1
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0	0	25
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0	0	10
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	0	0	手話67 要約67
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※実利用見込み者数	0	0	2

平成29年度 圏域別

事業名	宮古圏域	八重山圏域	合計
(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	1	1	21
(2)自発的活動支援事業 ※実施自治体数	1	1	18
(3)相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	5	2	1,064
基幹相談支援センター ※実施自治体数	1	1	11
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	1	1	25
③ 住宅入居等支援事業 ※実施自治体数	1	1	12
(4)成年後見制度利用支援事業 ※実利用見込み者数	7	0	109
(5)成年後見制度法人後見支援事業 ※実施自治体数	1	1	13
(6)意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	27	181	1,309
② 手話通訳者設置事業 ※設置自治体数	1	2	17
(7)日常生活用具給付等事業 ※実利用見込み者数			
① 介護・訓練支援用具	11	6	121
② 自立生活支援用具	13	17	266
③ 在宅療養等支援用具	21	14	225
④ 情報・意思疎通支援用具	14	10	233
⑤ 排泄管理支援用具	1,552	899	10,546
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	6	2	59
(8)手話奉仕員養成研修事業	24	30	220
(9)移動支援事業	102	114	2,018
(10)地域活動支援センター ※実施見込み箇所数	5	3	82
(10)地域活動支援センター ※実利用見込み者数	65	0	2,000
(11)発達障害者支援センター運営事業 ※指定都市に限る。	0	0	0
(12)障害児等療育支援事業 ※指定都市・中核市に限る。	0	0	1
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0	0	25
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0	0	10
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み者数	0	0	手話67 要約67
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※実利用見込み者数	0	0	2

② 事業の実施に関する基本的な考え方

障害者総合支援法により、地域生活支援事業として市町村が実施しなければならない必須事業については、各市町村において同事業の実施が求められることから、市町村に対しその対応方法を明確にするよう促していきます。

また、必須事業以外の事業や障害者等の少ない町村、離島町村等の事業の実施にあたっては、地域の実情に応じて、事業を効率的・効果的に実施していく必要があります。

③ 見込量の確保のための方策

事業の実施にあたっては、事業の全部又は一部の外部委託等が可能であることから、社会福祉法人やNPO法人等を積極的に活用するなどにより、柔軟に障害者等のニーズに対応する必要があります。

また、地理的条件により社会資源の少ない離島町村等は、地域の資源を効果的に活用するなど、地域の実情に合った方策で事業を実施していく必要があります。

(2) 県事業

① 事業の内容と各年度の種類ごとの見込量

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 専門性の高い相談支援事業						
① 発達障害者支援センター運営事業	1	850	1	850	1	850
② 障害者就業・生活支援センター事業	5	—	5	—	5	—
③ 高次脳機能障害支援普及事業	2	300	2	300	2	300
④ 障害児等療育支援事業	10	—	10	—	10	—
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	—	手話 80(10) 要約	—	手話 80(10) 要約	—	手話 80(10) 要約
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	—	20(10)	—	20(10)	—	20(10)
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	—	手話67 要約67	—	手話67 要約67	—	手話67 要約67
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	—	1,137	—	1,100	—	1,100
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	実施		実施		実施	
(5) 広域的な支援事業						
① 都道府県相談支援体制整備事業	5	—	5	—	5	—
② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業						
ア 地域生活支援広域調整会議等事業	1	2	—	1	2	—
イ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業	3	—	3	—	3	—

② 事業の種類ごとの実施に関する方法

ア 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業

(ア) 発達障害者支援センター運営事業

社会福祉法人等に事業を委託し、発達障害のある方やその家族等に対する相談支援、発達支援及び就労支援を行うとともに、発達障害に関する普及啓発及び支援にあたる者の計画的な人材育成を図っていきます。また、当事者や家族も含めた関係機関との連携を図り、身近な地域での支援体制を整備していきます。

(イ) 障害者就業・生活支援センター事業

現在、5圏域にそれぞれ1か所ずつセンターを指定しており、引き続き委託により実施します。また、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図り、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を要する障害者に対して、身近な地域において必要な相談・支援を行い、その職業生活における自立を図ります。

(ウ) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

支援拠点機関の支援コーディネーターにより専門的な相談を実施していきます。さらに、研修会・講演会を通し、高次脳機能障害に関する普及啓発をしていきます。

(エ) 障害児等療育支援事業

社会福祉法人等に委託し、地域の療育支援施設を9か所設置して全ての障害保健福祉圏域で事業を実施しています。今後も、同事業が地域の療育システムの中核になるよう進めていきます。

(オ) 相談支援体制整備事業

各圏域に相談支援に関するアドバイザー（圏域アドバイザー）を配置し、困難事例等に関する助言指導を行うとともに、福祉保健所等と協働で自立支援協議会の運営支援や協議会運営に深く関わる相談支援専門員を育成し、相談支援体制を整備していきます。

(カ) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

社会福祉法人等に委託し、聴覚障害者の自立と社会参加を図るために、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施していきます。

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する研修を実施していきます。

(ウ) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

社会福祉法人等に委託し、聴覚障害者、中途失聴者や難病患者等の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に手話通訳者や要約筆記者を派遣していきます。

(エ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施していきます。

(オ) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者及び要約筆記者の市町村域を超えた派遣が市町村において適切に実施されるよう、市町村相互間の連絡調整を行います。

ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業

相談支援従事者や障害支援区分認定調査員等の人材養成については、障害福祉サービス等が円滑に実施できるよう必要な人材を確保する必要があることから、計画的に各種研修事業を実施していきます。

(ア) 障害支援区分認定調査員等研修事業

障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修を実施していきます。

(イ) 相談支援従事者等研修事業

精神障害の理解促進や平成 27 年度から障害福祉サービス等を申請する全ての人にサービス等利用計画の作成が必要となったことに伴い、これから相談支援事業等に従事する人を対象に、相談支援従事者初任者研修を実施し、必要な知識・技能を習得させ、相談支援専門員の量的確保を図ります。

また、相談支援専門員を対象に、資質の向上を図るため相談支援従事者現任研修を実施するとともに、より一層の専門性を図るための専門コース別研修を実施していきます。

(ウ) サービス管理責任者等研修事業

障害福祉サービス事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修を実施していきます。

エ その他の事業

県と市町村の役割分担を踏まえ、必要性の高い事業を選定し、実施していくこととします。

③ 見込量の確保のための方策

ア 専門的な相談支援事業及び広域的な支援事業

- (ア) 障害者等に対し、専門的な相談支援事業及び広域的な支援事業について周知を図り、事業の活用を促進します。
- (イ) 関係機関等（相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業者等、保健・医療機関、学校等）のネットワークの構築を図ります。
- (ウ) 地域の相談支援専門員の資質向上を図るため、圏域アドバイザーを中心に研修会等を行います。
- (エ) 圏域ごとに自立支援連絡会議を行い、課題の集約及び情報の共有化を図ります。

イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業並びにサービス・相談支援者、指導者育成事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修、相談支援従事者研修等、各種人材養成研修事業については、研修内容や実施方法等の周知を図り、研修対象者の積極的な受講を促進します。

ウ その他の事業

相談支援従事者研修等、各種人材養成研修事業については、研修内容や実施方法等の周知を図り、研修対象者の積極的な受講を促進します。